

## 本会の概要

### (1) 設立趣旨

化石燃料の枯渇化をほぼ半世紀の後に控え、この予想にもとづく経済効果はすでに種々の形で現れているといわれます。また、化石燃料の燃焼による汚染で地球は人間の住める天体としての条件を失いつつあることは周知のとうりであります。

かくて、石油経済の黄金時代は倫安の夢と過ぎ去り、クリーンエネルギーをシステムとして系統的かつ総合的にもくるむことは、わが国のように人口密度が大きく、高度の工業国にとっては、まさに、その存否をかける大問題となっていました。

このような情勢のもとで、われわれは、例えば1次エネルギーを太陽と核などに求め、2次エネルギーを電力と水素で支える、そのような理想的なクリーンエネルギー・システムをわが国の社会、風土に適した形で確立できるように調査し、研究することが急務であると考えます。

また、水素エネルギー・システムに適合した工学や工業の学理と技術についての研究をはかるとともに、これらの重要性について一般の認識を深めつつ、各界に、問題解決についての協力を強く訴えたいと思います。

エネルギー問題やその関連分野に関心をもたれる総ての方々が、この趣旨に賛同され、ご協力下さらんことを心から希望してやみません。

昭和48年7月17日

発起人一同

### (2) 本会の活動

#### 研究会

水素製造・利用技術およびエネルギー・システム研究に関する当面の重要課題について研究討論会(定例研究会)を年約4回開催する。

団体会員のみを対象とする特別研究会も隨時開催する。

#### 研究発表会

我国に於て進行中の水素エネルギー技術分野における

研究成果について発表会を原則として年に1回開催し、一般にも公開する。

#### 講演会・シンポジウムなど

水素エネルギー・システム技術や問題点をひろく一般に普及啓蒙するための講演会、映画会などを隨時開催する。また講演会、シンポジウム、海外研究者などを囲んでの懇談会なども隨時開催する。

#### 会誌その他資料の刊行

年間における研究会の成果などをとりまとめて編集した会誌を年2回、その他の資料を刊行する。

#### 国際活動

国際水素エネルギー協会(IAHE)と密接な関係を保ち、水素エネルギー技術における研究およびその成果の普及に関する国際交流活動に積極的に寄与する。

### (3) 入会案内

1. 本誌添付の入会申込書にて申込書下欄事務局にお申込み下さい。
2. 理事会の承認を経たうえで、入会承認の通知を差し上げます。(理事会の開催日程により、半月ないし1カ月以上を要する場合があります。)
3. 入会通知とともに、会費納入に関する請求書を送付致します。領収書は、銀行振込または郵便振込時に金融機関が発行する領収書に代えさせてもらいます。本協会の領収書が必要な場合は事務局までご連絡下さい。
4. 会費 個人会員 8,000円/年額  
学生会員 3,000円/年額  
団体会員 1口 80,000円/年額 1口

#### 5. 団体会員の特典

- (1) 定例研究会には、何人でも出席できます。(個人会員の場合は、本人以外の出席は認められません。)
- (2) 団体会員を対象とした研究会も開催されます。
- (3) 定例研究会等の内容記録・資料サービスを行います
- (4) 海外文献情報等の提供サービスも考慮します。

## 水素エネルギー協会 会則

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 本会は、水素エネルギー協会(Hydrogen Energy Systems Society of Japan)という。

#### (事務所)

第2条 本会は、事務所を東京都またはその周辺におく。

#### (委員会、部会)

第3条 本会に、調査、研究、企画および刊行物発行のため、委員会または部会を設けることができる。

#### (目的)

第4条 本会は、水素エネルギー・システム並びに関連分野の学理と技術に関する調査と研究の推進を計るとともに、これらの重要性について、一般の認識を高めることを目的とする。

#### (事業)

第5条 本会は、前条の目的を達するために、次の事業を行う。  
 (1) 研究会、研究発表会、講演会等の開催  
 (2) 水素、水素エネルギー・システム、および、その要素技術等に関する協会誌および刊行物の発行  
 (3) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

### 第2章 会員

#### (種別)

第6条 本会の会員は、次の通りとする。  
 (1) 団体会員：本会の目的に賛同し、その事業を援助する法人または団体  
 (2) 個人会員：本会の目的に賛同して入会する個人  
 (3) 学生会員：本会の目的に賛同して入会する学生

#### (会費)

第7条 本会の会員は別に定める会費を納入しなければならない。  
 2 会費は、毎年度の初めにその年度分を納入しなければならない。  
 3 既納の会費は、いかなる理由によっても、これを返還しない。

#### (入会)

第8条 本会に入会しようとするものは、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならぬ。

#### (会員の権利)

第9条 会員は、本会の催す各種の学術的会合に出席することが出来る。  
 2 会員は、本会の発行する会誌の配布を受けるこ

とが出来る。

3 会員は、本会則の定めるところにより選挙権及び被選挙権を有する。

#### (資格喪失)

第10条 会員は、次の各号の一つに該当する場合は、その資格を失う。

- (1) 退会を申し出たとき
- (2) 禁治産若しくは準禁治産または破産宣告を受けたとき
- (3) 死亡または解散したとき
- (4) 会費を1カ年以上滞納し、または本会の名譽を傷つけ、若しくは本会の目的に反する行為をしたため、総会の議決により除名されたとき

#### (退会)

第11条 会員で退会しようとするものは、理由を付して会長に退会届を提出しなければならない。

### 第3章 役員・評議員および顧問

#### (役員)

第12条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上15名以下
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名を会長、2名を副会長とする。

#### (役員の選任)

第13条 理事および監事は、会員のうちからこれを選任し、総会において、承認する。

2 会長および副会長は、理事の互選とする。

3 会長と副会長および監事は互いに兼任することができない。

#### (役員の職務)

第14条 会長は、本会を代表し、本会の業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を組織し、総会の議決に基づき本会の業務を執行する。

4 監事は、民法第59条の職務を行う。

#### (任期)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わなければならない。

#### (退任)

第16条 理事又は監事が会員の資格を失ったときは、退任するものとする。

2 会員である法人または団体の職員から選任された理事又は監事は、その法人又は団体が会員の資格を失った時、またはその法人又は団

体の長からの指定が取り消されたときは、退任するものとする。

## (評議員)

第17条 本会に評議員を 15 名以上 30 名以内置く。

- 2 評議員は、会員の中からこれを選任し、総会において、承認する。
- 3 評議員は、役員を兼ねることが出来ない。
- 4 評議員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 第 16 条は、評議員について準用する。

## (役員及び評議員の報酬)

第18条 本会の役員及び評議員は、無報酬とする。ただし、会務のために要した費用は支弁する。

## (顧問)

第19条 本会に、次の顧問を置くことができる。

- (1) 顧問:理事会で必要と認めた者。
- (2) 名誉顧問:水素エネルギー協会の会長、役員を永く務め、本会の発展に顕著な功績のあった者、または、本会の発展に際だった寄与をした者で、理事会で推薦された者。
- 2 顧問および名誉顧問は、本会の目的達成に必要な事項について、会長の諮問に応じ理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

## 第4章 会議

## (種別)

第20条 本会の会議は、総会、理事会、評議員会の 3 種類および理事会が必要と認めた会議とする。

## (総会)

第21条 総会は、これを通常総会および臨時総会の 2 種類に分ける。

## (総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年 1 回会計年度終了後 2 月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、理事会・評議員会又は監事が必要と認めた時開催する。また、5 分の 1 以上の会員から会議に付議すべき事項を示して請求があったときは、その請求のあった日から 30 日以内に臨時総会を開催しなければならない。

## (総会の招集)

第23条 総会は会長がこれを招集する。

- 2 総会の招集は、会員に対し少なくとも 10 日以前にその会議に付議すべき事項・日時および場所を記載した書面をもって通知しなければならない。

## (総会の構成および議決)

第24条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 総会の議長は、その総会において出席会員のうちから互選で定める。
- 3 総会は、会員の 2 分の 1 以上出席しなければそ

の議事を開き、議決することができない。ただし、総会に出席できない会員で当該議事について書面をもって表決した者及び他の会員に表決を委任した者は、出席したものとみなす。

- 4 総会の議事は、本会則に別段の規程がある場合を除くほか、出席者の過半数をもって議決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。
- 5 総会の議事の要項および議決した事項は会員に通知しなければならない。

## (付議事項)

第25条 次の事項は、総会に付議して、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業計画および収支予算
- (2) 事業報告および収支決算
- (3) 財産目録
- (4) 前各号に掲げるもののほか、本会則に定められた付議事項
- (5) その他理事会が必要と認めた事項

## (理事会)

第26条 理事会は、理事をもって構成し、必要あるごとに会長が招集し、その議長となる。

- 2 理事会は、総会に付議する事項ならび業務執行に関する重要項目を決定する。
- 3 理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上出席しなければ議事を開き、決議することができない。ただし、当該議事について書面をもって、あらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす。
- 4 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって議決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

## (評議員会)

第27条 評議員会は評議員を持って構成し、会長が召集する。

- 2 評議員会の議長は、出席評議員のうちから互選で定める。
- 3 評議員会は、会長の諮問に答え又会長に意見を述べることが出来る。
- 4 評議員会は、現在数の 2 分の 1 以上が出席しなければ議事を開き決議することができない。ただし、当該議事について書面を持って、あらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。
- 5 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数をもって議決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

## (議事録)

第28条 会議の議事録は、議長がこれを作成し、議長および出席代表者 1 名以上が記名捺印のうえ、会長がこれを保存する。

## 第5章 資産および会計

## (資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 資産から生ずる果実
- (4) 寄付金品
- (5) その他の収入

## (資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長がこれを管理し、その方法は理事会の議決による。

## (経費の支弁)

第31条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

## (事業計画および収支予算)

第32条 本会の事業計画および収支予算書は、会長が作成し、理事会の議決を得た後、毎会計年度の開始前に総会の議決を得なければならない。ただし、やむをえない事情があるため当該会計年度開始前に総会を開催できない場合にあっては、理事会の議決によることを妨げない。この場合、当該会計年度の開始の日から2月以内に総会の議決を得るものとする。

- 2 前項ただし書きの場合にあっては、総会の議決を得るまでの間、前会計年度の予算執行の例による。

## (事業報告および収支決算)

第33条 本会の事業報告は、会長が会計年度終了後遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経、理事会の議決を得た後、当該会計年度終了後2月以内に総会の承認を得なければならない。

## (特別会計)

第34条 本会は、事業の遂行上必要がある場合は、理事会の議決を得て特別会計を設けることが出来る。

- 2 前項の特別会計は、第32条の収支予算および前条の収支決算に計上しなければならない。

## (会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第6章 会則の変更および解散

## (会則の変更)

第36条 この会則は、総会において会員の3分の2以上の議決を経て、これを変更することができる。

## (解散)

第37条 本会は、総会において会員の4分の3以上の議決を経て、解散することが出来る。

## (残余財産の処分)

第38条 本会の解散に伴う残余財産は、総会において会員の3分の2以上の議決を得て、本会と類似の目的を持つ他の団体に寄付するものとする。

## 第7章 梯則

## (事務局)

第39条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長および所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の同意を得て会長が委嘱し、職員は、会長が任免する。
- 4 その他事務局長および職員に関する必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定める。

## (施行細則)

第40条 この会則の施行について必要な細則は、会長が理事会の承認を得て、別に定めることができる。

## 付

## (会則の改正)

制 定	昭和48年9月4日
第1次改正	昭和57年2月17日
第2次改正	昭和59年4月1日
第3次改正	平成8年1月29日
第4次改正	平成11年5月13日
第5次改正	平成14年4月17日

以上